

日本犯罪心理学会役員選挙細則

日本犯罪心理学会会則(以下会則といふ)第14条第1項，同第2項，第15条第1項及び第32条第1項の規定に基づき，日本犯罪心理学会役員選挙細則を次のように定める。

第1章 総則

第1条(選挙管理委員会) 役員選挙の管理事務を行うため，5名の委員をもって構成する選挙管理委員会を置く。

2 選挙管理委員会の委員は，役員選挙の年の年度初に，会長が常任理事会の議を経て，正会員のうちから委嘱し，任期は3か年とする。

第2章 理事及び監査の選挙

第2条(選挙) 選挙管理委員会は，理事及び監査の任期が終了する前に定時選挙を実施するほか，常任理事会の要請に基づき，補欠選挙を実施する。

2 選挙管理委員会は，定時選挙投票日の1か月前の会員名簿に基づき選挙台帳を作成のうえ，次条に規定する全国区及び名地方区の理事の定数を定める。

3 選挙台帳においては，正会員がその住所に応じていずれの地方区に所属するかを明らかにする。ただし，正会員が日本国内に住所を有しないときは，全国区理事及び監査の選挙に限り権利を行使できる正会員(「在外正会員」という。)として表示するものとする。また，正会員で会則第16条の3による常任理事の選出制限に該当する者については，その旨を表示するものとする。

4 選挙管理委員会は，定時選挙投票日に先立ち，正会員に対して選挙台帳の内容を通知し，また，在外正会員以外の正会員に対して所属する各地方区の理事の定数を通知する。

5 補欠選挙は，前3項に準じて行う。ただし，理事の定数は，直前の定時選挙の定数による。

第3条(理事定数) 全国区及び地方区の理事の定数は，次のとおりとする。

(全国区) 正会員50名につき1名の割合とし，端数はこれを切り上げる。

(地方区) 北海道，東北，関東，中部，近畿，中国，四国及び九州の8地方区に分け，各地方区ごとに正会員50名につき1名の割合とし，端数はこれを切り上げる。ただし，定数が2名に満たない場合は2名とする。

第4条(任期) 理事及び監査の任期は，原則として，改選後の総会終了時から次期改選年度の総会終了時までとする。

第5条(選挙) 理事及び監査の選挙は，同時に行う。

第6条(投票の方法) 投票は，無記名，連記による。

2 連記は全国区理事については3名，地方区理事については当該地方区の定数(ただし，定数が5名を超える地方区は5名)，監査については2名とする。

3 原則として、会員による電子投票とし、指定期間内の投票を有効とする。

第7条(当選) 当選者の決定は、得票順により、上位から定数までを当選とし、同点者の生じた場合は抽選による。同一人が全国区理事及び地方区理事に当選した場合は、全国区理事の当選を先とし、地方区理事は得票順にこれを補う。

2 同一人が理事及び監査に当選した場合は、理事の当選を先とし、監査は得票順にこれを補う。

第8条(補充) 各地方区に居住する理事全員が欠員となった場合は、常任理事会の議を経て、当該地方区理事の補欠選挙を行い、これを補う。

2 監査に欠員が生じた場合は、得票順にこれを補う。

3 前2項によって選出された役員の任期は、残任期間とする。

第3章 常任理事の選挙

第9条(選挙) 選挙管理委員会は、役員任期終了に伴う理事選挙結果の確定後すみやかに会則第14条2項による常任理事の選挙を行う。

第10条(投票の方法) 投票は、無記名、8名連記とする。

2 原則として、新たに当選した理事による電子投票とし、指定期間内の投票を有効とする。

第11条(当選) 当選者の決定は、得票順により、上位から定数までを当選とし、同点者が生じた場合は抽選による。

第12条(補充) 選挙による常任理事に欠員が生じた場合は、得票順にこれを補う。その任期は、残任期間とする。

附則

この細則は、昭和38年9月7日から施行する。

附則

この改正は、昭和62年9月29日から施行する。

附則

この改正は、平成3年10月4日から施行する。

附則

この細則は、平成5年10月3日から施行する。

附則

この改正は、令和7年8月30日から施行する。